

令和3年12月

共済契約者 各位

庄内たがわ農業協同組合
代表理事組合長 太田 政士

令和3年産の米価下落にかかる共済掛金払込猶予期間の延長について

平素はJA共済事業につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、弊組合では、令和3年産の米価下落の影響を受け、ご契約いただいております長期共済契約の掛金について所定の期日までの払込みが困難な稲作農家の共済契約者様に対しまして、下記のとおり共済掛金払込猶予期間を延長いたしますので、延長を希望される方は組合にお申し込みください。

記

1. 共済掛金払込猶予期間の延長の対象となる契約等

(1) 対象となる共済種類

建物更生共済契約（セットされた賠償責任共済契約を含む。）、生命総合共済契約（セットされた傷害共済契約を含む。）、養老生命共済契約、終身共済契約および年金共済契約

(2) 対象となる共済契約

令和3年産の米価下落の影響(※1)を受けられた共済契約者様の年払契約および月払契約

(※1) 影響の定義および対象となる共済掛金の範囲など、詳細につきましては組合窓口にお問い合わせください。

2. 第2回以後の共済掛金にかかる共済掛金払込猶予期間の延長

(1) 対象となる共済掛金

① 年払契約

年応当日(※2)が令和3年8月1日から令和4年7月31日までの掛金

② 月払契約

全契約の掛金（令和3年9月から令和4年8月までの共済掛金）

(※2) 年応当日…年ごとの共済契約の成立の日に対応する日のことをいいます。

(2) 共済掛金払込猶予期間延長後の払込猶予期間満了日

① 年払契約

ア. 年応当日が令和3年8月1日から令和3年10月1日までの契約の掛金
それぞれ1年後の年応当日の前日

イ. 年応当日が令和3年10月2日から令和4年7月31日までの契約の掛金
令和4年10月1日（土）

② 月払契約

ア. 令和3年9月掛金

令和4年8月31日(水)

イ. 月応当日(※3)が1日の契約の令和3年10月掛金

令和4年9月30日(金)

ウ. 月応当日が2日から31日までの契約の令和3年10月掛金および令和3年11月
から令和4年8月までの掛金

令和4年10月1日(土)

(※3) 月応当日…月ごとの共済契約の成立の日に対応する日のことをいいます。

(3) 共済掛金払込猶予期間の延長のお申込期限

共済掛金払込猶予期間の延長を希望される方は、「長期共済 共済掛金払込延長申込書」を令和3年12月30日(木)までに組合にご提出ください。

3. お問い合わせ先

ご不明な点につきましては、下記の各支所共済課までお問い合わせ下さい。

藤島支所共済課	0235-64-5838 (直通)	三川支所共済課	0235-66-2797 (直通)
温海支所共済課	0235-43-3411 (代表)	羽黒支所共済課	0235-62-2140 (直通)
新余目支所共済課	0234-43-4426 (直通)	櫛引支所共済課	0235-57-2994 (直通)
立川支所共済課	0234-56-2155 (直通)	朝日支所共済課	0235-53-2512 (代表)

以 上